

別記2 伊予灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	手繰第1種 漁業 (機船手繰 網漁業)	22隻	5トン未満	伊予灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
	手繰第2種 漁業 (えびこぎ 網漁業)		5トン未満	伊予灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市(松山市北 条を除く。)、伊予 郡松前町、伊予市、 大洲市、西宇和郡 伊方町又は八幡浜 市保内町に漁業根 拠地を有する者 (伊予灘に限る。)
			5トン未満	伊予灘並びに今治市怪島東端、同市波方町梶 取ノ鼻及び同市関前観音崎の各点を順次結んだ 直線以西の燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市北条に漁業 根拠地を有する者
	手繰第3種 漁業 (貝けた網 漁業)		5トン未満	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
	手繰第3種 漁業 (なまこけ た網漁業)		5トン未満	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	6.1～ 翌3.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
刺し網漁 業	きす刺し網 漁業	1隻	5トン未満 48キロワット (旧馬力15) 以下	(A区域) 伊予灘のうち西宇和郡伊方町襖鼻灯台(以下 「襖鼻灯台」という。)と山口県熊毛郡上関町八 島灯台(以下「八島灯台」という。)とを結ぶ直線 以東の区域 ただし、大洲市青島及び松山市由利島周辺を 除いた小型機船底びき網漁業の禁止区域(別記 4表2の部6の項から12の項まで、13の2の 項及び15の項に掲げる区域)並びに大洲市青島 及び松山市由利島周辺の2,000メートル以内の 区域を除く。 (B区域) 伊予灘のうち襖鼻灯台と八島灯台とを結ぶ直 線以西の区域 ただし、次のC、Dの区域及び小型機船底びき	(A区域) 4.1～ 11.30 (B区域) 7.1～ 11.30	今治市今治に漁業 根拠地を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				<p>網漁業の禁止区域（別記4表2の部15の項に掲げる区域）を除く。</p> <p>(C区域) 伊予灘における漁業に関する協定（平成14年3月27日、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長、愛媛海区漁業調整委員会会長及び大分海区漁業調整委員会会長間で締結された協定）に基づく協定海域（以下「伊予灘協定海域」という。）の区域 ただし、D区域を除く。</p> <p>(D区域) 伊予灘協定海域のうち、次のアの点、イの点、ウの点及びエの点を順次結ぶ直線、愛媛県の最大高潮時海岸線から8,000メートルの線のうち同線上エの点からオの点に至る部分並びにオの点とアの点を結ぶ直線によって囲まれた区域 ア 大分県国東市国東町黒津鼻（以下「黒津鼻」という。）から真方位90度の線と、大分県大分市高島東端と山口県熊毛郡上関町ホオジロ灯台とを結ぶ直線（以下「A線」という。）との交点 イ 黒津鼻から真方位90度の線と西宇和郡伊方町見舞崎灯台（以下「見舞崎灯台」という。）と山口県熊毛郡上関町祝島（以下「祝島」という。）東端とを結ぶ直線（以下「B線」という。）との交点 ウ 西宇和郡伊方町佐田岬灯台（以下「佐田岬灯台」という。）と祝島北西端と大分県国東郡姫島村姫島灯台を結ぶ直線上祝島北西端から5,000メートルの点とを結ぶ直線上佐田岬灯台から8,000メートルの点とエの点を結ぶ直線の延長線とB線とを結ぶ直線の交点 エ 見舞崎灯台と祝島西南端とを結ぶ直線上見舞崎灯台から8,000メートルの点 オ A線上愛媛県の最大高潮時海岸線から8,000メートルの点</p>	<p>(C区域) 1. 1～ 12. 31</p> <p>(D区域) 6. 10～ 翌 4. 9</p>	

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。